

【所得証明書添付事例】

○ 認定対象者のご家族の「所得証明書」を添付していただく意義について

認定対象者に対して組合員と同等以上の扶養義務を負う方の「所得証明書」を添付していただき、組合員とその他の扶養義務者の収入を比較することで、組合員が認定対象者の主たる扶養者といえるかを判断するための資料とさせていただきます。

○ 新規認定及び認定区分変更申請用フローチャートを参照するにあたっての注意事項

このフローチャートは被扶養者特別認定の新規申請及び認定区分変更申請において、「所得証明書」の添付が必要とされる方の事例の一部を表したものです。

このフローチャートは認定申請事例の一部について記載されたものです。フローチャートでは申請状況に合致する事例が確認できない場合には、当支部の担当者まで直接お問い合わせください。

☆「所得証明書」の添付省略について☆

下記のフローチャートで「所得証明書」の添付を求められる方が組合員の被扶養者となっている場合（例1）、若しくは添付を求められる方も組合員の場合（例2）には、その方の「所得証明書」の添付を省略することができます。

（例1）組合員の子が特別認定被扶養者として認定を受ける場合で、組合員の配偶者はすでに被扶養者として認定されている場合

フローチャートでは、組合員及び組合員の配偶者の「所得証明書」が必要となっておりますが、組合員の配偶者が組合員の被扶養者として認定されている場合は、組合員との収入比較をする必要も無いため、組合員の配偶者の「所得証明書」の添付は不要となります。

また、この事例では組合員と収入を比較する対象者がいなくなることから、組合員自身の「所得証明書」の添付も不要となります。

（例2）組合員の子が特別認定被扶養者として認定を受ける場合で、組合員の配偶者も公立学校共済組合三重支部の組合員（任意継続組合員を含む。）である場合

フローチャートでは、組合員及び組合員の配偶者の「所得証明書」が必要となっておりますが、両親（組合員と組合員の配偶者）が共に組合員の場合は、両親の「所得証明書」の添付は不要となります。

（※参考）

被扶養者特別認定には3種類の申請があります。

① 新規申請 …… 被扶養者認定（普通認定を含む。）を受けていない方が新たに組合員の被扶養者として特別認定を受けようとする際に行う申請のこと。

② 認定区分変更申請 …… 組合員の普通認定被扶養者として認定を受けている方が扶養手当（給与上）の認定が取消されたものの、健康保険上の被扶養者要件を満たしており、引き続き被扶養者として認定されることを希望する際に行う申請のこと。

（例）普通認定を受けている子が満22歳に到達した年度末を迎え扶養手当の認定は切れるものの、「無収入である」若しくは「学生である」等の理由により引き続き組合員の健康保険上の被扶養者として認定する必要がある場合に行う申請。

③ 継続申請（資格確認） …… 特別認定被扶養者として認定されている方が、過去1年間、被扶養者としての要件を満たしていたかを確認する際に行っていただく申請のこと。

なお、この申請は毎年7月頃に、当支部から所属所を通じて該当組合員の方に依頼をさせていただいた際に行っていただくことになっています。年度始め等に組合員の方から自発的に行っていただく申請ではありません。

新規認定及び認定区分変更申請用フローチャート

(“所得証明書の添付が必要な方”について、状況によっては「所得証明書」の添付を省略できる場合がありますので、上記の説明を参照してください。)

(その1)



